

佐久穂町立千曲病院介護医療院 【重要事項説明書】

令和 5 年 9 月 1 日策定

1. 事業者の概要

施設名 佐久穂町立千曲病院介護医療院
開設年月日 2023年10月1日
所在地 長野県南佐久郡佐久穂町高野町328
管理者氏名 管理者 植竹 智義
電話番号 0267-86-2360
FAX番号 0267-86-5427
事業者指定番号

2. 介護医療院の目的と運営方針

・施設の目的

介護医療院とは、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の支援」を一体的に提供します。

・運営方針

長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより利用者様に寄り添った医療介護サービスに努めます。

3. 設備の概要

定員			18名
療養室	2人部屋	1部屋	21.1㎡
	3人部屋	4部屋	24.5㎡~25.7㎡
	4人部屋	1部屋	34.5㎡
機能訓練室（共用）			209.9㎡
食堂兼談話室（共用）			58.5㎡
浴室（共用）		2か所	7.4㎡、31.4㎡
診察室（共用）			27.9㎡
処置室（共用）			23㎡
X線室（共用）			29.5㎡
非常災害設備等（共用）			全館スプリンクラー、火災通報装置、非常用予備発電装置、消火栓、消火器など

4. 施設の職員体制

職種	専従・兼務	常勤換算
管理者（院長）	兼務	1名
医師	兼務	2名
薬剤師	兼務	0.5人以上
介護支援専門員	兼務	1人
看護職員（正・准看護師）	専従	3人以上
介護職員	専従	3人以上
理学療法士	兼務	1人以上
管理栄養士	兼務	1人以上
放射線技師	兼務	0.2人以上

5. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
医師	医師 病院・介護医療院兼務の為24時間体制になります。
薬剤師	平日 8:30～17:15 土曜日（第1,3,5） 8:30～12:30
介護支援専門員	平日 8:30～17:15
看護職員（正・准看護師）	日勤帯 8:30～17:15（2～3名） 早番 夜勤帯 17:15～8:30（1～2名）
介護職員	日勤帯 8:30～17:15（2～3名） 夜勤帯 17:15～8:30（1～2名）
理学療法士 作業療法士	平日 8:30～17:15 土曜日（第1,3,5） 8:30～12:30
管理栄養士	平日 8:30～17:15 土曜日（第1,3,5） 8:30～12:30

6. 施設サービスの内容

（1）介護保険給付対象サービス

＜サービス内容＞

種類	内容
食事	（食事時間） 朝食 8:00 ※食事時間は目安であり、個々の 昼食 12:00 状態により前後する場合があります。 夕食 18:00 午後おやつあり
医療・介護	利用者の病状にあわせた医療・看護を提供します。医師により定期的な診察を行います。それ以外でも必要がある場合は適宜診察します。

機能訓練	理学療法士により入所者様の状況に適した機能訓練を行い、機能の低下を防止するための訓練を実施します。
栄養管理及び栄養ケア	管理栄養士の立てる献立により、心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
口腔衛生管理及び口腔ケア	当施設担当の歯科医師の指示・指導のもと誤嚥性肺炎や口腔疾患を予防し、口腔機能を維持するための口腔清掃の指導、ケアを行います。
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。利用者に合わせた入浴方法で対応致します。
排泄	利用者の状態に応じて適切な排泄介助を行います。排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え・整容等	生活機能低下防止のため、できる限り離床に配慮します。清潔で快適な生活が送れ、適切な整容を行います。
相談及び援助	利用者様とご家族様からのご相談に応じます。

＜サービス料金＞

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日あたり下記の自己負担額をお支払いいただきます。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費 (1割負担の場合)	833 円	943 円	1,182 円	1,283 円	1,375 円

※ 介護保険証、負担割合証、負担限度額認定証（お持ちの方）はご提示下さい。

※ 日常的な医療とは別に必要となった特別な医療については、医療保険の対象となりますので、医療保険における自己負担額をお支払いいただきます。

（２）加算について

（自己負担額が1割の場合は所定単位の1割が自己負担となります）

加算等名	加算の概要	加算点数
夜間勤務等看護加算 (Ⅲ)	夜勤の看護職員又は介護職員の配置が 15：1 以上かつ2人以上の場合に加算	14 単位／日
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	介護福祉士 80%以上もしくは勤続 10 年以上の介護福祉士 35%以上。看護・介護職員の常勤の割合が75%以上	22 単位／日
栄養マネジメント 強化加算	管理栄養士 50：1（常勤換算法で） 多職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施	11 単位／日
初期加算	入所した日から起算して加算する	30 単位／日 (30日以内)

経口移行加算	経管により食事を摂取する入所者様について、経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。	28 単位/日 (180 日)
経口維持加算 (I)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方を対象とし、経口による食事摂取を維持できる。	400 単位/月 (6ヵ月限度)
療養食加算	糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食を提供する場合。	6 単位/回 1日3回まで
口腔衛生管理加算	歯科医師または歯科衛生士の指導に基づき口腔衛生等の管理計画を行う。歯科衛生士による月2回以上の口腔管理の実施。歯科衛生士が介護職員への技術的助言、指導、相談への対応を行う。	(I) 90 単位/月 (II) 110 単位/月
科学的介護推進体制加算 (II)	入所者ごとの心身・疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出しており、サービスの提供にあたって適切かつ有効に必要な情報を活用していること。	60 単位/月
緊急時施設診療費	入所者様の病状が重篤となり救急救命医療が必要となった場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行う。	518 単位/日 1ヵ月に1回、連続する3日間
排せつ支援加算 (I)	排泄介護を要する入所者に要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が入所時と3月毎の評価をし共同して支援計画書を作成し支援を実施している。	(I) 10 単位/月
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関に対して特別食、低栄養などの情報を提供行う。	70 単位/回 (月に6日まで)
外泊時費用	居宅への外泊時、一月に6日を限度に施設サービス費に代えて算定(外泊の初日、終日は除く)。	362 単位/日
他科受診費用	専門的な診療が必要となり、他の病院・診療所を受診した場合施設サービス費に代えて算定	362 単位/日 (月に4日まで)
再入所時栄養連携加算	再入所時、経口から経管栄養になった場合、当施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定	200 単位/回
退所時指導等加算	退所前訪問指導加算 退所後訪問指導加算 退所時指導加算 退所時情報提供加算 訪問看護指示加算	460 単位/回 460 単位/回 400 単位/回 500 単位/回 300 単位/回
協力医療機関連携加算	協力医療機関との連携体制を構築するため、現病歴などの情報共有を行う会議を定期的に行う。	100 単位/月

退所時連携加算 (Ⅰ) 居宅へ (Ⅱ) 医療機関へ	居宅や医療機関に退所する際、退所後の主治医に対し生活支援上の留意点や認知機能等の情報提供を行う。	(Ⅰ) 500 単位/月 (Ⅱ) 250 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	感染症発生時、医療機関との連携がとれ適切な対応がとれる。研修、助言指導が適宜受けられる。	10 単位/月
生産性向上推進体制加算 Ⅱ	見守り機器や ICT 機器の導入などを行い、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。安全対策を講じながら改善活動を継続的に行う。	10 単位/月

特別診療費

※1 単位 10 円になります

感染対策指導管理	感染対策委員会を設置し、施設全体で感染対策を行う。	6 単位/日
褥瘡対策指導管理Ⅰ 褥瘡対策指導管理Ⅱ	入所者ごとの褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時と3月に1回評価を行い褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する。10 単位については褥瘡の発生がない場合に算定。	LIFE 6 単位/日 10 単位/月
初期入所診療管理	他院より入所された場合、診療計画を策定し、本人又は家族へ説明を行う。	250 単位/1 回
重症皮膚潰瘍管理指導	重症な皮膚潰瘍 (Shea の分類Ⅲ以上のものに限る) を有する入所者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ療養上必要な指導を行う。	18 単位/日
医学情報提供 (Ⅰ) (Ⅱ)	退所時に担当医師より病院又は診療所へ文書で診療情報を紹介する。	(Ⅰ) 220 単位/1 回 (Ⅱ) 290 単位/1 回
理学療法 (Ⅱ) 理学療法 (Ⅱ) 1	入所者に対して理学療法を個別に行った場合。	73 単位/1 回 LIFE 33 単位/月
理学療法 (Ⅱ) 2	実施計画書がリハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の情報を関係機関が一体的に共有することで必要な見直しが行える。また見直しについて共有できる。	20 単位/月
摂食機能療法	摂食機能障害を有する入所者様に対し、30分以上訓練指導を行った場合。	208 単位/回 (月に4回まで)
短期集中 リハビリテーション	入所日から3ヵ月以内の期間、20分以上の個別リハビリを1週間に概ね3回以上実施した場合。	240 単位/日
薬剤管理指導	入所者様に対し投薬又は注射及び薬学管理指導を行う。	350 単位/1 日 LIFE 6 単位/月

7. 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

種類	内容	利用料金
居住費	世帯の所得に応じて減免があります。	460円/1日
食費	世帯の所得に応じて減免があります。	1,800円/1日
理美容代	理容師の出張理髪サービスをご利用いただけます。	要相談
病衣等リース	リネンは(有)エランに委託となります。	別紙参照
テレビ冷蔵庫代	希望のある方	220円/1日
予防接種	インフルエンザワクチン 肺炎球菌ワクチン等	予防接種法に基づき、 地方自治体が定めた額
文書発行料	生命保険診断書、死亡診断書等	実費
ご逝去時のケア料	ご逝去時に行うエンゼルケアに係る費用	11,000円

8. ご利用料金のお支払い方法

窓口支払い（現金、クレジットカード）自動引き落としをお選びいただけます。

※入所費等は1ヵ月毎に請求します。毎月10日頃に請求書を発送し、20日にご指定の通帳より引落としとなります。

※退所月の清算は受付にて現金支払いをお願いいたします。

※別のお支払い方法をご希望の場合はご相談下さい。

9. 協力医療機関

医療機関	佐久穂町立千曲病院
所在地	長野県南佐久郡佐久穂町海瀬328
診療科	内科、呼吸器内科、胃腸科、外科、総合診療外来、整形外科、リウマチ科、眼科、循環器科、脳神経内科、泌尿器科、皮膚科、麻酔科

10. 協力歯科医療機関

医療機関	佐久歯科医師会
------	---------

口腔衛生管理

※治療が必要な場合、医療費がかかります。

11. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	15:00～17:00 面会時間外に面会を希望される場合は、受付並びに看護師へお申出ください。
外出、外泊	外出、外泊される場合は、事前に身元引受人よりお申し出ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

敷地内禁煙	駐車場も含め全館禁煙になります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	金銭・貴重品の持込は、原則お断りいたします。事情によっては、事務所の金庫に必要最小限の金銭をお預かりすることは可能です。
所持品の管理	必要以上の物品の持込はお断りいたします。 持ち込まれた物品に関しては、見える場所にお名前の記載をお願いします。
宗教活動（販売）	宗教活動や勧誘・販売等は固くお断りいたします。

12. 事故発生時の対応

- ・当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行い、事故の原因を解明し、再発生を防ぐために対策を講じます。
- ・当施設は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に備え賠償責任保険の損害保険に加入しており、速やかに損害賠償を行います。

13. 災害対応について

当施設では、消防計画に則り年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施しております。また風水害、地震等の災害対策として、電気については自家発電設備を完備しております。

14. 個人情報の取扱い

当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者様又はその家族様若しくは連帯保証人様及び身元引受人様に関する個人情報の利用目的を別紙の通り定め、適切に取り扱います。

15. 身体の拘束等

当施設は、原則として入所者様に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は担当医師が判断し、身体拘束及びその他の入所者様の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合には、担当職員がその様態及び時間、その際の入所者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族に説明し、同意を得た上で診療録に記載することとします。

16. 虐待防止のための措置に関する事項

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

またサービス提供中に、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

17. 見守り機器使用について

当施設では、ベットからの転落、転倒など危険が伴う行動が見られた場合、見守り機器を装着させていただき事故を未然に防ぐ対応をさせていただきます。

当院で使用している見守り機器には見守りカメラ、マットセンサー、クリップセンサー、防犯ブザーなどがあり、入所者様の状況に応じて使用機器については選定させていただきます。

見守り機器使用等による生産性向上の取り組みに関する実績においては、年1回厚生労働省への報告が義務づけられております。

18. 歯科検診について

当施設では佐久医師会の協力のもと歯科医師が定期的に歯科検診を行います。検診について負担して頂く費用はありません。ただし検診で治療が必要と判断された場合、利用者が治療をご希望する場合については医療費が発生します。

19. サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当施設の相談窓口

入所に関する相談窓口

介護医療院	電話番号	0267-86-2360（代表）
	FAX番号	0267-86-5427（代表）
	介護支援相談員	中島 恵美子
	対応時間	平日 9:00～17:15

その他の相談窓口

地域医療連携室	電話番号	0267-88-7177
	FAX番号	0267-86-5428
	社会福祉士	青木 菜摘
	対応時間	平日 9:00～17:15

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てが出来ます。

佐久穂町役場	長野県南佐久郡佐久穂町高野町328
	健康福祉課 高齢者係
	電話番号 0267-86-2525

※佐久穂町以外の方は、各市町村窓口までお問合せ下さい。

令和7年2月1日改訂

重要事項同意書

私（又は私の家族）が介護医療院への入所（サービス）利用をするにあたり、説明者より重要事項についての説明を受け、その内容を理解し同意すると共に、下記事項を厳守することを代理人と共に誓約いたします。

万一、違反したときは、退所を命じられても異議は申しません。

以上のとおり、同意を結ぶにあたり証明の為、本書 2 部を作成し、入所者または代理人と事業所の双方が記名・押印の上、それぞれ 1 部を保有します。

令和 年 月 日

事業者は、入所者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

	所在地	長野県南佐久郡佐久穂町高野町328
	事業者名	佐久穂町立千曲病院 介護医療院
事 業 者	管理者名	植竹 智義 印

説 明 者 氏名 中島 恵美子 印

私は、本書面に基づいて、事業者より重要事項について説明を受け同意しました。

	住 所
入 所 者	
	氏 名 印

	住 所
代 理 人	
	氏 名 印